

議案第54号訴訟上の和解について

議案第54号訴訟上の和解についてご説明申し上げます。

本件は、平成26年9月24日に大津市立中学校で発生した事故について、大津市を被告とする損害賠償請求訴訟が大津地方裁判所に提起されたことを受け、訴訟上において裁判所からの和解勧告を受け入れ、和解を行おうとするものです。

事故は、大津市立中学校の体育館において、授業中、綱引きの練習を行う際に、担任が大縄跳び用のロープを2本つなぎ合わせたものを綱引き用の綱の代用として使用したため、当該ロープの結び目付近に負担がかかり切れ、切れ端が綱引きをしていた原告の右目付近に当たり、原告の眼鏡が破損するとともに、右目下部分を負傷したものです。被害を受けたのは、当時中学1年生の生徒、授業者は被害生徒が在籍していた学級の担任である県費臨時講師です。

2ページをご覧ください。

訴訟に至るまでの経緯をご説明いたします。

平成27年5月破損した眼鏡の補償(物損事故)についての示談書の締結を行い、その後、全国市長会学校災害賠償補償保険から対物賠

償保険金 26,400 円の給付を完了しました。

令和 2 年、生徒保護者から、令和元年 12 月 10 日に負傷した箇所が症状固定となり、スポーツ振興センターに診断書を提出する旨の連絡があり、その後、スポーツ振興センターから後遺障害等級 12 級の 14 が認定され 225 万円の障害見舞金の支払いが完了いたしました。

令和 3 年、当該生徒の代理人弁護士から 1863 万 8797 円を請求する旨の通知書が届きました。

このことを受けて、本市においては、本市が加入する全国市長会学校災害賠償補償保険の保険者である損害保険ジャパンが指定した弁護士と示談交渉に係る委任契約を結びました。

令和 4 年 9 月、双方弁護士間の示談交渉において、示談金が折り合わず、被害生徒の代理人弁護士から大津地方裁判所へ訴状(請求額 1696 万 0694 円)が提起されました。なお、同年 10 月 27 日、訂正申立書が提起され、請求額が 1696 万 7338 円に訂正されております。

令和 4 年 11 月 4 日、大津市が訴状を受け取りました。

3 ページをご覧ください。

原告から請求された損害賠償金及び内訳については、資料のとおりです。

これを受け、令和 4 年 12 月 8 日に第 1 回口頭弁論期日が設けられ、その後、継続する中で、令和 6 年 1 月 12 日に裁判所から和解勧告案が提示されました。令和 5 年 1 月 17 日の第 10 回口頭弁論期日にて、裁判所和解勧告案についての双方の意思確認を行い、1 月 25 日、正式に裁判所から和解勧告が出されました。

4 ページをご覧ください。

和解勧告の概要として、大きく 2 点であり、1 点目は、本件事故が発生したことについて謝罪し、また、再発防止に努めることであります。

このことにつきましては、平成 27 年 11 月に保護者との面談の場で教育長名の謝罪文を読み上げ、本来の使用目的とは異なる用具の使い方により負傷を負わせたことについてお詫びしており、この和解条項にも含めるよう要望がありました。また、再発防止については、原告からこれまでの取組と今後の取組内容について説明を求められ、引き続き再発防止に努めていく旨をお伝えし、理解を得ております。

2 点目は、解決金として、450 万円の支払義務があることを認めることあります。この 450 万円は、全国市長会学校災害賠償補償保険の支払い対象となるため、保険者である損害保険ジャパンから全額支払いを行います。

今回の事故発生の最も大きな原因は、本来の使用目的とは異なる方

法で用具を使用するという、当該教員の危機管理意識の低さと、教育委員会及び学校から教員への学校安全に 関しての指導が不十分であったことにあります。

和解の締結でもって、本件事故に関する裁判は終了いたしますが、教育委員会では、引き続き校園長会等の機会を通じて注意喚起 及び指導を行い、再発防止に努めてまいります。

以上、議案第54号訴訟上の和解についての説明とさせていただきます。

ご審議のほど、宜しく願い申し上げます。